

報告第 1 2 号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成 2 4 年条例第 2 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院施設使用料
- 2 放棄した債権の件数 1 件
- 3 放棄した債権の金額 1 7, 4 7 6 円
- 4 放棄した時期 令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	17,476 円	平成 27 年 8 月 25 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 5 号（無資力）

